

令和8年6月1日 東京地方裁判所刑事第7部宣告

令和8年（わ）第11453号 麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件

主 文

被告人を拘禁刑1年4月に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の全部の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、法定の除外事由がないのに、令和8年2月22日頃、名古屋市（住所省略）A客室内において、麻薬であるコカインを含有する粉末若干量を吸引し、もって麻薬を施用した。

（量刑の理由）

被告人の述べるところによっても、2年ほど前から、関係者と共に断続的にコカイン等の違法薬物を使用する中で本件に及んだというのであり、違法薬物との一定の親和性が認められ、犯情は良くない。ただし、前科のない被告人が事実を認めて反省の弁を述べ、通院等の再犯防止措置を採り始めたこと、妻が監督を約したことなどの一般情状を考慮すると、主文の刑が相当である。

（求刑 拘禁刑1年6月）

令和8年6月1日

東京地方裁判所刑事第7部

裁判官 林 直 弘